

# 大野町PR動画制作業務委託仕様書

## 業務委託名

大野町PR動画制作業務委託

### 1 業務委託の目的

本町では、令和7年度から新たに策定する「大野町第七次総合計画」に基づき、「快適で笑顔あふれる やすらぎのまち おおの」の実現に向け、まちづくりをしているところです。また、令和8年度中に東海環状自動車道が全線開通することに伴い、広域交通のアクセスが大幅に向上していることから、大野町の魅力を紹介する動画を制作し、道の駅「パレットピアおおの」などで放映することにより、観光誘客による交流・関係人口の拡大や移住・定住人口の増加を目的とするものです。

### 2 契約期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

### 3 業務委託の内容

大野町のまつり、歴史、文化等を題材とした四季折々の魅力を紹介する動画を、次に掲げる条件に留意して制作すること。

#### (1) 業務内容

##### ①シナリオ作成業務

- ・町と協議の上、表1の動画を作成するためのシナリオを作成すること。
- ・シナリオは、視聴者に分かりやすく大野町の理解が深まり、大野町を訪れてみたいと思う行動変容を促すものとする。

(表1)

観光案内版	<input type="checkbox"/> 大野町の観光 10分程度 大野町のまつりやイベントを紹介する動画の作成
	<input type="checkbox"/> 大野町の観光 3分程度 ①のダイジェスト版作成
	<input type="checkbox"/> 町内周遊観光ルート 3分程度 町内周遊観光動画の作成（サイクリング編）
フラワー都市交流協議会総会利用版	①フラワー都市交流協議会総会利用版 3分程度 既存の映像等を使用し、花をシンボルに住みよいまちづくりを目指す大野町を紹介するDVDを作成

より高いPR効果が期待できる場合は、構成や時間配分は変更しても構わない。

また、演出・撮影方法は問わない。

## ②撮影・動画作成業務

- ・表1の動画をイベント、食、四季、花、道の駅などをテーマに高精細（4K以上）で撮影・作成すること。なお、動画は5年間使用できるように配慮をし、晴天の日に撮影を行うよう努めること。
- ・撮影カメラについては、ドローン等での撮影を除き、通常撮影、実機ヘリでの撮影においては、業務用以上のスペックのカメラを使用すること。
- ・シナリオに基づき、タイトル、字幕及びナレーション等を入れること。
- ・シナリオを踏まえて、適宜、音楽を挿入すること。
- ・視聴端末として、パソコン、タブレット、スマートフォン、ディスプレイモニター等を想定し、撮影・動画作成を行うこと。
- ・DVD、ブルーレイ、ウェブサイト、SNS（YouTube、Facebook、Instagram）等  
で再生可能なファイル形式とすること。

## ③その他業務

- ・イラスト、写真及び音楽等の使用に係る著作権等の必要となる各法令に係る一切の手続きは受託者が行うこと。
- ・使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。
- ・撮影は、原則として受託者が撮影先等に必要な許可を得て行うこと。なお、町は必要な場合を除き、原則として撮影に同行しない。

## （2）成果物の納品及び納期限

### ①納品

#### ア 観光案内版

- 再生用ブルーレイ（市販ブルーレイプレイヤーで再生できるもの）2枚
- ジャケット及びケースにタイトルを入れること及び視聴用にメニューページを作成すること。
- 再生用DVD（市販DVDプレイヤーで再生できるもの）2枚
- ジャケット及びケースにタイトルを入れること及び視聴用にメニューページを作成すること。
- ウェブアップロード用データ（MP4ファイル）を納めたDVD 2枚

イ フラワー都市交流協議会総会利用版

○再生用DVD（市販DVDで再生できるもの）2枚

□ジャケット及びケースにタイトルを入れること

ウ 全映像素材データ ※HDD等にデータを入れて納品すること

エ 全映像素材のDVD

オ その他、町の依頼に応じた形式のデータを納品すること

## ②納期限

フラワー都市交流協議会総会利用版 令和7年3月31日（月）

観光案内版 令和8年3月20日（金）

## 4 各提出書類の納入について

### （1）積算内訳書の提出

契約後、詳細な積算内訳書を提出すること。変更契約を行った場合も同様とする。

### （2）事業計画書の提出

契約締結後速やかに本業務委託のスケジュール及び事業計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。

### （3）業務委託完了届等

業務委託終了後、直ちに業務委託完了届、事業実施報告書を提出すること。

## 5 関係書類等の管理・保存

関係帳簿類や支出証拠書等を整備し、適切な事業運営に努めること。また、当業務完了時は、発注者の指示に従い、保管又は発注者への引き渡しを行うこと。

## 6 業務の適正な実施に関する事項

### （1）関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

### （2）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。

### **(3) 著作物の利用**

- ① 本業務の実施により完成した映像及び撮影した全ての映像素材の著作権は、大野町に帰属するものとし、その利用及び再編集は本町において自由に行うことができるものとする。
- ② 本業務の実施による成果品は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。ただし、著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本町はその責任を負わない。

## **7 その他留意事項**

- ① 本業務に係る必要な使用料、出演料、謝礼、商品の買取費用等の経費については、受託者が負担すること。
- ② 受託者は、本町担当者と緊密な連携により、十分な打合せを行うとともに、必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
- ③ 本仕様書に明示なき事項及び本仕様書により難き事項については、その都度発注者と協議の上進めることとする。

## **8 支払いについて**

令和6年度分は無しとし、令和7年度の業務完了検査後に支払うものとする。

## **9 本仕様に関する発注者連絡先等**

【連絡先】〒501-0592

揖斐郡大野町大字80番地

大野町役場 総務部政策財政課

電話：0585-35-5363（政策財政課）

FAX：0585-34-2110